



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 イサム塗料株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古川 雅 一  
(コード番号 4624 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 貢  
(TEL. 06-6453-4511)

### 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部を改正することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

#### 記

#### (1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、全ての取締役および使用人が法令・定款を遵守し、その徹底を図るために当社が「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体をモニタリングする。当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、当社グループの取締役の関与が認められるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を当社取締役会に報告する。当社は各業務部門の長を、子会社はその代表者をコンプライアンス責任者とし、各業務部門および各社固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」に従い、その保存媒体に応じて適切・確実に記録し、取締役および監査役はその記録を常時閲覧できるものとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当部門を定め、「リスク管理規程」の策定にあたる。また、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制の確立を目指す。

監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、総務担当取締役を取締役の職務の執行の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画および年次経営計画に基づいた職務執行が効率的に行われるよう監督する。

各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会および経営企画会議において定期的に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

**(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ. 当社の子会社の取締役は、定期的に当社に対し、経営状況その他経営の需要事項に関する報告を行う。
- ロ. 当社は、グループ各社の経営管理を担当する部門を設置し、グループ各社と定期的な情報交換を行い、グループ各社の損失の危険を早期に発見することに努め、これを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容・程度・グループ全体に対する影響等について、当社の取締役会および監査役に報告する。
- ハ. 当社は、グループの内部統制を担当する部門を設置し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社を指導する。

**(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ. 監査役が必要とした場合、監査役職務を補助すべき使用人を置くことができるとし、その人事については取締役と監査役が協議の上、決定する。
- ロ. 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役の指揮は受けない。

**(7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. 当社グループの取締役および使用人は当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ロ. 当社グループの取締役および使用人は、前項に係る報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けない。
- ハ. 監査役職務の執行について生ずる費用等は、当社規定に基づき当社が負担する。

**(8) その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

以 上